

国際交流・社会貢献等の概要

地域に開かれた大学づくりを目指す藤田学院は、行政・教育関係機関等とも連携して様々な講座・事業・連携・研究を展開している。平成 19 年 4 月には、鳥取短期大学と地域社会及び諸機関をつなぐ交流の拠点として「地域交流センター」を開設した。その後、平成 27 年 4 月には、鳥取看護大学を創設し、両大学の「地域交流センター」として更なる充実を図った。さらに、平成 29 年 4 月には、地域と世界を結ぶグローバルな視点での研究や活動・交流を進めるため、「鳥取看護大学・鳥取短期大学 グローカルセンター」を設置した。

以下主な取組みを示す。

国際交流

1. サント・トマス大学看護学部（フィリピン共和国）との相互交流（平成 29 年度より実施）

平成 29 年度に鳥取看護大学と学術協定を締結した後、交互に学生および教員がお互いの大学等を訪問し、研究・交流を行っている。今後も継続して連携し、交流を深めていく。

2. マレーシア大学サバ校と協定締結に向けた協議を開始（平成 30 年度）

平成 30 年 10 月に、鳥取看護大学はマレーシア大学サバ校と研究や教育に関する同意書（LOI）を締結した。LOI により、両大学の教員や学生の交流の足固めができ、今後は看護について互いの意見を交わし、研究や教育で十分な交流を深めていく。

3. くらよし国際交流フェスティバル（平成 15 年度より参加）

鳥取短期大学が中心的役割を果たして毎年実施している地域イベントであり、国際文化交流学科、生活学科食物栄養専攻等の学生・教員等が地域の方とともに企画・運営している。また、鳥取看護大学は「グローバルまちの保健室」を行うなど、県中部地区の大規模な国際交流イベントへと発展している。

社会貢献活動

1. 中部ものづくり道場（平成 22 年度発足）

鳥取大学が中心となって行っている「ものづくり道場」の取組みに、鳥取短期大学も参加機関として毎年携わっている。鳥取県内 3ヶ所（東部・中部・西部）に「ものづくり道場」が設置され、子どもたちにもものづくりを教える大人を養成する「指導者養成講座」を開催している。

2. 中部子ども科学まつり（平成 12 年度より実施）

鳥取短期大学を会場に、県中部の小・中・高校・短大の理系教員が中心となり、毎年 9 月中旬、小・中学生と保護者 600~700 人に対して、残像表示装置、超小型コンピュータ Ichigo Jam、ライントレースカー、電子オルゴールなどのものづくり体験を行っている。鳥取短期大学の学生に加え中部の高校生約 100 人もブースのサポーターとしてボランティアで関わっている。

3. 学生の地域交流活動の推進

学生が地域活動やボランティア活動等に参加して、地域の方々と交流する中で多くのことを学んでいる。「くらし国際交流フェスティバル」「食のみやこフェスティバル」等において積極的に活動するとともに、幼児教育保育学科専門科目「特別研究」の実技分野では、毎年幼稚園、保育所、施設、子ども会等から依頼を受け学外公演も行っている。

大学間連携

1. とっとりイノベーションファシリティネットワークに関する協定（平成 27 年度締結）

鳥取県・米子工業高等専門学校・公立鳥取環境大学・鳥取短期大学・鳥取看護大学・鳥取県産業技術センター・鳥取県建設技術センターは、人的、知的及び物的資源を相互に活用して参加機関の研究能力の向上を図り、地域産業の高度化を積極的に支援することにより、鳥取発のイノベーション及び自立した地域づくりを推進する協定を結び連携している。

2. 鳥取短期大学と香川短期大学との相互評価協定（平成 27 年度締結）

教育、研究の改革、改善の内容と、今後取り組むべき課題について達成度合いを相互に評価し、両短期大学の教育・研究の更なる充実・発展を図ることを目的として締結し、教職員の交流等も含めた連携を図っている。

3. 京都産業大学、鳥取看護大学、鳥取短期大学及び鳥取県の連携に関する協定（平成 28 年度締結）

健康増進、まちづくりの推進等を通し、地域の活性化に寄与することを目的として締結し、教職員・学生等による連携および地域住民との相互交流による教育・研究の実践を図っている。

4. 鳥取県 4 大学間単位互換に関する包括協定（平成 29 年度締結）

鳥取看護大学、鳥取短期大学、鳥取大学、公立鳥取環境大学は、教育課程の充実を図ることを目的として単位互換に関する包括協定を締結し、4 大学間の交流と協力を推進している。

5. サント・トーマス大学（フィリピン共和国）と鳥取看護大学との学術協定（平成 29 年度締結）

学術および教育についての協力を発展させること、また両大学の関係性とより深い理解を促進することを目的として締結し、相互交流による教育・研究の実践を図っている。

6. 京都看護大学と鳥取看護大学との大学間連携協定（平成 30 年度締結）

教育研究及び社会貢献活動の分野で包括的に緊密な協力関係を築き、連携を深めることで、教育研究活動の充実、学生教育の質的向上、人材の育成、活力ある地域社会の形成、教職員の資質向上及び大学間の交流等に寄与することを目的として締結し、連携を図っている。

7. 地域創生人材の育成・定着推進に関する協定書（令和 2 年度締結）

平成 27 年度から令和元年度までの間、県内大学等と行政機関や経済団体その他の関係機関・団体が連携・協力し推進した「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」の成果を継続・発展させ、鳥取県の創生の核となり得る人材の育成と鳥取県内への定着を図ることを目的として締結し、協同機関・団体が連携を図っている。

産学官連携

1. 鳥取県

(1) 「くらしの経済・法律講座」連携講座（平成 18 年度開始）

鳥取県消費生活センターとの連携で、「くらしの経済・法律講座」（全 14 回）を開講している。本学教員の他、弁護士・県職員等が講師となり、生活学科情報・経営専攻の学生と地域の方が一緒に受講している。

(2) とっとり県民カレッジ講座（平成 29 年度開始）

県内の高等教育機関（鳥取看護大学・鳥取短期大学・鳥取大学・公立鳥取環境大学・米子工業高等専門学校）の特別講座として、本法人の教員も参加し、毎年開講している。

(3) 鳥取県と学校法人藤田学院の連携に関する包括協定（平成 28 年度締結）

地域の将来を担う優秀な人材の育成、地域の活性化、地域住民の健康な暮らし等に資することを目的として締結し、教育、研究及び社会貢献活動について連携している。

(4) 保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定（平成 30 年度締結）

鳥取県立保育専門学院が担っていた保育士養成の機能を鳥取短期大学幼児教育保育学科に引き継ぎ、保育士の養成及び鳥取県の保育・幼児教育の質の向上に資することを目的として締結し、連携を図っている。

(5) 鳥取看護大学・鳥取短期大学と鳥取県教育委員会との連携協力に関する協定（令和元年度締結）

相互の教育の充実と発展に寄与する取組みを行うことを目的として締結し、学生、生徒、児童等の教育支援及び社会貢献活動に関することなど、「高大接続」をキーワードとした魅力ある教育活動を推進している。

(6) 寄付講座の設置に関する協定書（令和 2 年度締結）

観光産業に関する専門的な知識や資質を有する観光人材の育成を通じて、地域の観光産業の発展や地域活性化に寄与することを目的として締結し、連携を図っている。

(7) 災害時における鳥取看護大学及び鳥取短期大学の施設等の提供に関する協定（令和 3 年度締結）

天神川水系が氾濫し、鳥取県中部総合事務所庁舎での業務継続が困難になった場合、事務所の機能を本法人内の施設へ移転し業務が継続できるよう連携することを目的に締結。

2. 倉吉市

(1) 公開講座（平成 5 年度開始）

鳥取看護大学・鳥取短期大学と市教育委員会主催の講座を毎年開講し、年間約 350～500 名の市民が受講している。「とっとり県民カレッジ」にも登録し、連携している。

(2) 倉吉市と学校法人藤田学院との連携に関する包括協定（平成 27 年度締結）

相互の発展に寄与することを目的として締結し、包括的な連携のもと、相互の資源を活用した連携を強化している。

3. 島根県

(1) 島根県と鳥取看護大学との就職支援に関する協定（平成 30 年度締結）

島根県への U・I ターン就職の促進を図ることを目的として締結し、地域医療を支える看護人材の育成・確保に向け、相互に連携・協力に努め、学生の就職活動を支援している。

(2) 島根県と鳥取短期大学との就職支援に関する協定（平成 30 年度締結）

島根県への U・I ターン就職の促進を図ることを目的として締結し、地域経済を支える人材の育成・確保に向け、相互に連携・協力を努め、学生の就職活動を支援している。

4. 高等教育機関および自治体、経済・医療福祉団体

○「とっとりプラットフォーム 5+α」（平成 29 年度締結）

鳥取県内の高等教育および地域の更なる活性化の推進を目的とし、鳥取短期大学が取りまとめ役となり、県内の 5 つの高等教育機関と自治体、経済・医療福祉団体で包括連携協定を締結し、令和 4 年度は計 17 団体で運営している。平成 29 年度から令和 4 年度までの 5 か年計画である。（名称の由来：鳥取県内の 5 つの高等教育機関＋自治体および経済・医療福祉団体 等）

5. 鳥取県中部ふるさと広域連合

○中部ふるさと教育振興事業（令和 3 年度開設）

平成 9 年度より支給を受けていた鳥取県中部出身の学生に対する奨学金支給制度に代わり、学生による選書など、両大学の学生たちの学びに対する支援として図書費の補助をいただいている。

6. 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターと連携協定（平成 22 年度締結）

鳥取短期大学の学生が産業技術センターの施設や設備を使用し、研究内容をより深めることおよび職場体験が可能となるとともに、企業との共同研究への発展や地域産業への就業機会の増加を期待し、連携している。

7. 倉吉商工会議所と学校法人藤田学院との包括連携に関する協定（平成 28 年度締結）

地域経済の振興発展と活気ある地域社会の実現および学術の振興に寄与することを目的に締結し、両大学と相互に連携を図っている。

8. その他

(1) 委託事業等

○平成 25 年度

・株式会社大陸より鳥取短期大学が委託を受け、生活学科食物栄養専攻の教員が「新牛肉熟成技術で熟成された牛肉の官能評価特性」について調査研究を実施した。

○平成 26 年度

・鳥取県より鳥取短期大学が委託を受け、生活学科住居デザイン専攻の教員が「とっとり赤ちゃん木と森の広場」のデザイン作成を行った。

○平成 27 年度

・倉吉市商工会議所より鳥取短期大学が委託を受け、生活学科情報・経営専攻の教員が「倉吉市プレミアム付商品券事業の経済効果」を把握することを目的に調査研究を行った。
・鳥取県から鳥取短期大学・YMCA・鳥取社会福祉専門学校の 3 校の代表校として委託を受け、「介護職員の事業所全体レベルアップ事業」に関する業務委託契約を締結し、講師派遣等を行った。
・鳥取県から代表校（鳥取短期大学・YMCA・鳥取社会福祉専門学校）として、「ケーブルテレビを活用した介護家族の負担軽減、介護の仕事紹介事業」の委託契約を締結し、介護に関する情報等を

教授した。

- ・鳥取県中部総合事務所より委託を受け、鳥取短期大学生活学科住居・デザイン専攻の教員が「鳥取中部イノシシ産業化プロジェクトに係るブランド化推進事業」に係るブランディング戦略（ブランドデザイン）を策定した。

○平成 28 年度

- ・鳥取県より鳥取短期大学が委託を受け、保育現場で求められている知識や技能を、保育士等に代わって保育に従事する職員が習得することを目的とし「鳥取県保育従事者（保育士以外）研修」を実施している。

○平成 29 年度

- ・南部町より鳥取短期大学が委託を受け、生活学科食物栄養専攻の教員が「南部町食育アンケートおよび栄養調査に係る解析業務」の調査研究を実施した。
- ・三朝町商工会より「伴走型小規模事業者推進事業」の業務委託として鳥取短期大学が契約を締結し、住居デザイン専攻の学生が「とりたんのクリエイターたち」として作品制作・展示を行った。
- ・鳥取県より「鳥取の人のあたたかさ発信事業」として学校法人藤田学院が委託を受け、鳥取看護大学・鳥取短期大学の教員および鳥取看護大学の学生が中部地震の復興に向けて聞き書きを行い、「聞き書き集」を発行した。

○令和元年度

- ・鳥取市教育委員会より鳥取短期大学が委託を受け、生活学科食物栄養専攻の教員が「食生活と学校給食に関する調査に係る解析業務」の調査研究を実施した。

(2) 共同開発

○令和 3 年度

- ・株式会社マルイと鳥取短期大学生活学科食物栄養専攻の教員および学生有志が食育弁当の共同開発に取組み、第 1 弾となる「旬彩ヘルシー弁当」がマルイ各店で販売された。弁当名やパッケージシール、POP 広告は同生活学科住居・デザイン専攻の学生が手掛けた。

(3) 大学見学会

毎年、県内の公民館活動等を通じた見学会を受け入れている。大学のみならず併美術館などの見学、ミニ講義等を実施し、好評を得ている。

(4) 高齢者向け生涯学習事業（平成 28 年度より実施）

学び直しの観点から、原則として 65 歳以上の高齢者を対象に、本学独自の「高齢者向け公開講座」を開講している。

(5) まちの保健室（平成 26 年度より実施）

鳥取看護大学が目的に応じて、拠点型、準拠点型、子育て支援型、出前・イベント型として企画、運営し実施している。内容の充実とともに、関係機関、施設との連携・協働を図ることで、認知度が高まってきている。